

## 夏の交通事故防止運動を実施します

問合せ 安心安全推進課交通安全・防犯担当

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、夏休み中の子どもの交通事故や、夏の解放感から起こる交通事故を防止するため、夏の交通事故防止運動を実施します。

今年に入り、市内では3人の方が交通事故によって亡くなっており、脇見など、ドライバーのぼんやり運転が主な原因となっています。ドライバーだけでなく、歩行者や自転車利用者、すべての人が交通ルールを守り、交通マナーを実践しない限り、事故はなくなりません。

車を運転するときは、「自分は運転に自信があるから大丈夫」ではなく、「気を付けなければ自分も事故を起こしてしまうかもしれない」と、あらゆる危険を想定しながら運転しましょう。また、スピードを出し過ぎないように、安全な速度で走行し、交差点や危険箇所での安全確認を徹底しましょう。

自転車に乗るときは、必ず左側を走行し、信号や一時停止などをきちんと守りましょう。夜間に乗るときは、早め

にライトを点灯するだけでなく、どの角度からでも存在を確認されやすいよう、自転車用反射材の使用に努めてください。二人乗りや並進、傘差し運転などは、とても危険です。のでやめましょう。

### 期間

7月15日(日)～24日(火)

### 市運動重点

自転車および自動車の運転マナーの向上

### 県運動重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用推進
- ③飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止

### 街頭指導

サマーカーニバル会場にて交通安全パレードを実施し、チラシや啓発品を配布しながら交通事故防止を呼び掛けます。

**日時** 7月21日(土)14時5分～  
**場所** 鶴ヶ島駅西口商店会通り

## 新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

7月1日付けで厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介いたします。

**民生委員・児童委員とは**  
地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、担当区域の見守りや、地

域住民の方が抱える問題についての身近な「相談相手」となり、その内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。

**主な担当区域と氏名**  
藤金二区 工藤勉(くさねつとむ)さん

## 全国一斉の緊急地震速報訓練を行います

問合せ 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Ｊアラート)を設置しています。

これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、このシステムを使用した、全国一斉の緊急地震速報訓練を行います。

### 緊急地震速報訓練

**日時** 7月5日(木)10時頃

**放送内容** 「(チャイム音)こちらは、防災つるがしまです。ただ今から訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練です。大地震です。これは訓練です。」

練放送です。(くり返し3回)こちらは防災つるがしまです。これで訓練放送を終わります。(チャイム音)」

※緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます。

※放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう。

※災害時などは訓練を中止する場合があります。

※放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます。



## 65歳以上の皆さんへ 介護保険は社会全体で支える仕組みです

問合先 高齢者福祉課介護保険担当

65歳以上の方の介護保険料は、今後皆さんが必要とする介護サービス費用などをまかなうため、3年ごとに見直しを行い、介護保険制度を支える大切な財源となっております。本年度の保険料については、個別にお知らせします(7月上旬発送予定)。

### ◆基準額は月額4500円

要介護などの認定を受ける方は増え続け、平成32年度には3085人(平成29年度は2156人)になると見込んでいます。また、平成30年度から32年度までの3年間に必要となる介護サービス費などは約131億円になると見込んでいます。

約131億円から公費分(国・県・市の負担分)などを除き、基準となる保険料額を算出した結果、月額5万4000円(月額4500円)になりました。※図表1

なお、保険料の滞納が続くと、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割または4割になる措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

※図表1(合計所得金額は「収入」から「必要経費など」を控除した額です。平成30年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額(第1~5段階のみ)」を控除した額となります)

保険料段階	対 象	保険料率	保険料(月額)
第1段階	・生活保護受給者および市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	2万4300円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.70	3万7800円
第3段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	4万5000円
第4段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.80	4万3200円
第5段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	5万4000円
第6段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	6万2100円
第7段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	6万7500円
第8段階	本人市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.35	7万2900円
第9段階	本人市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.45	7万8300円
第10段階	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.55	8万3700円
第11段階	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.65	8万9100円
第12段階	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	基準額×1.75	9万4500円
第13段階	本人市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	基準額×1.85	9万9900円

### ◆介護保険料の納め方

**特別徴収(年金から差し引き)**  
年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給している65歳以上の方は、原則、年金から差し引かれます。前年から継続して特別徴収の方は、4・6・8月の仮徴収と10・12・翌年2月の本徴収として区別していただきますが、前年の収入の変動などで、仮徴収と本徴収の保険料額が大きく変動することがあります。このような納付額のバラつきを解消するため、8月の仮徴収額を調整して、年度内での保険料額の変動を小さくし、年度を通して平均した保険料額に近づける処理を行います。

### 普通徴収(納付書払い)

金融機関・市役所に加えて、コンビニエンスストアでも納付が可能で、曜日や時間を気にすることなくお支払いいただけます。

また、忙しい方、なかなか外出ができない方は、口座振替が便利です。一度手続きをすれば、振替日(納付期限の

日)に指定した口座から引き落とされますので、納付期限を気にする必要もなく、安心です。※図表2  
なお、保険料が完納されないときは、滞納処分をうけることがあります。

※図表2 普通徴収納付期限

期 別	納 期 限
第1期	7月31日(火)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月1日(月)
第4期	10月31日(水)
第5期	11月30日(金)
第6期	12月25日(火)
第7期	平成31年1月31日(木)
第8期	平成31年2月28日(木)



◆保険料の減免制度

法定減免のほか、市独自の減免を実施しています。減免を受けるためには申請が必要です。

【法定減免】

**対象** 次のいずれかの要件に該当し、保険料の納付が困難な方  
 ① 火災などの災害により住宅などに著しい損害を受けた  
 ② 生計中心者の病気や失業などにより、著しく収入が減少した

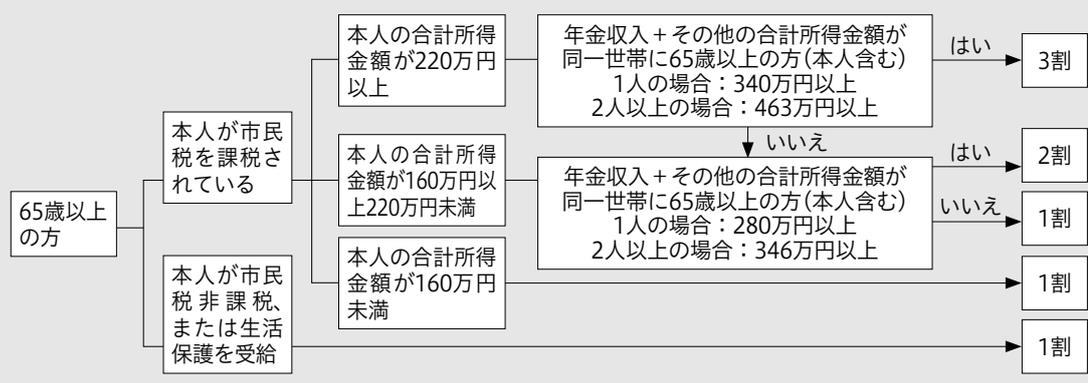
【市独自の減免】

**対象** 次のいずれかの要件に該当し、保険料の納付が困難な方  
 ① 監獄などに収監されている  
 ② 収入が一定額以下である  
 ・世帯の収入が市で定めた基準額以下で、一定額以上の預貯金などを有していない  
 ・市民税非課税世帯であり、健康保険や税法において、課税者から扶養を受けていない  
 ・自宅以外に不動産などの所有がなく、その評価額が一定額以下である  
 ・住み替えのために、自宅を売却し、その所得を新居の購入費に充てた

◆サービスを利用したときの自己負担割合の変更について

一定額以上の所得がある方は、平成30年8月1日以降、自己負担割合が2割または3割に

※図表3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入に係る所得額を除いた額です



なりません。※図表3  
 要介護・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方に、「介護保険負担割合証」を7月中旬に発送しますので、確認してください。

介護保険料のQ & A

Q：介護保険料はいつから納めるの？

A：40歳になった月から納めることとなります。  
 40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。  
 65歳からは、個人ごとに介護保険料を市へ納めることとなります。

Q：65歳の誕生日を迎えた人の納付は？

A：65歳になった方や、他市町村から転入してきた方などは、年金からの引き落とし（特別徴収）の条件が整うまでは納付書で納める（普通徴収）こととなります。

Q：納め方は選べるの？

A：介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、納め方を自分で選択することはできません。

Q：年金から差し引かれていたのに、途中から差し引かれなくなったのはどうして？

A：次のような場合、年度の途中で特別徴収が中止となり、普通徴収になる場合があります。  
 年度の途中で介護保険料額や年金受給額が変更になった。  
 何らかの理由により、年金受給が一時的に止まった。  
 年金を担保に融資を受けた。など

Q：サービスを利用しなくても保険料は払うの？納めた保険料は返してもらえるの？

A：保険料は、地域の介護サービスを賄う大切な財源になっています。  
 このため、医療保険と同様に保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

Q：保険料を滞納するとどうなるの？

A：災害など特別な事情がないのに、保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。  
 1 納期限から1年以上滞納すると、利用したサービス費用を一旦全額自己負担することになります。※後に、支払った費用のうち本来の自己負担を除く費用を市が払い戻すこととなります。  
 2 1年6か月間滞納すると、保険給付の支払いの全部または一部を差止め、差し止めた給付額から滞納額を控除します。  
 3 2年間滞納を続けると、未納期間に応じ、自己負担が3割または4割に変わります。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

# 国民健康保険および後期高齢者医療『限度額適用認定証』の交付・更新のお知らせ

問合先 保険年金課国民健康保険担当・高齢者医療担当

入院や通院により1か月に支払う医療費の一部負担金が一定額を超えるときには、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いを自己負担限度額までとすることができま

す。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事が減額できる場合もあります。

認定は、申請月からとなります。なお、すでに交付をしている「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」などは有効期限が7月31日で満了となります。

必要な方は、7月20日(金)より窓口で申請してください。

## 申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類(免許証など)
- ・住民税決定証明書など(平成30年1月2日以降鶴ヶ島市に転入し即日交付を希望される方のみ)

## 申請が不要な方

### 国民健康保険の場合

70歳以上で所得区分「課税所得690万円以上」または、「一般」に該当する方

### 後期高齢者医療制度の場合

「平成29年度中に交付されている方(※)」、「課税所得690万円以上」または、「一般」に該当する方

なお、平成29年度に未交付で、平成30年度において、住民税が非課税の世帯に属している方は、申請が必要です。※平成30年度も非課税世帯に属している方には、市から減額認定証を発送します。

## 自己負担限度額

年齢、所得などによって異なります。世帯に税の申告をしていない方がいると、限度額が最上位所得者となります。

保険税(保険料)に滞納があると認定証の交付が受けられない場合があります。



## 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	所得要件	限度額		入院時食事代
		3回目まで	4回目以降(※2)	
上位所得者	ア 901万円超(※1)	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1%	14万100円	1食460円 (一部260円の場合があります)
	イ 600万円超~901万円以下(※1)	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1%	9万3000円	
一般	ウ 210万円超~600万円以下(※1)	8万100円+(医療費-26万7000円)×1%	4万4400円	
	エ 210万円以下(※1)	5万7600円		
住民税非課税世帯	オ 住民税非課税	3万5400円	2万4600円	過去1年間の入院が90日以内1食210円 91日以上1食160円

※1 国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額など

※2 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

## 70歳以上の方の自己負担限度額(月額)※平成30年8月1日から現役並み所得者と一般の自己負担限度額が変わります

所得区分	限度額			入院時食事代
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※5)	
現役並み所得者(※1)	課税所得690万円以上	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1%	14万100円	1食460円 (一部260円の場合があります)
	課税所得380万円以上	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1%	9万3000円	
	課税所得145万円以上	8万100円+(医療費-26万7000円)×1%	4万4400円	
一般	1万8000円(年間上限額14万4000円)(※4)	5万7600円		
低所得者II(※2)	8000円	2万4600円		過去1年間の入院が90日以内1食210円 91日以上1食160円
低所得者I(※3)	8000円	1万5000円		1食100円

※1 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる方

※2 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の方

※3 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円の方

※4 当年8月から翌年7月までの期間

※5 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

## 国民健康保険税の納税通知書を送付します

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険税は、国保加入世帯の人数、所得に応じて納める市税です。

今年度分の納税通知書は7月上旬に送付しますが、7月11日(水)を過ぎても届かない方はお問い合わせください。

### 保険税は世帯主が納めます

世帯主が国保加入者(被保険者)に関わらず、納税義務者は世帯主となります。

ただし、保険税の算定は加入者のみで計算します。

また、納税通知書のほか、被保険者証の送付や未納の場合の督促状なども、すべて世帯主あてとなります。

### 保険税の納め方

国保加入者が65歳以上の方のみの世帯で年金を受給している世帯主の方は、一定の要件に該当する場合、保険税は年金から差し引かれる特別徴収となります。

それ以外の方は納付書または口座振替による普通徴収となります。

### 保険税の納め忘れに注意しましょう

納期を過ぎると延滞金の加算や滞納処分の対象となります。

滞納が続くと短期被保険者証や資格証明書の代替発行、また、人間ドックの補助などの給付の制限を受けることがあります。

### 非自発的失業者(特定受給資格者または特定理由離職者)は保険税が軽減されます

会社の都合で離職された方の保険税は軽減されます。

**対象**  
離職日時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その理由が非自発的失業である方

**軽減期間**  
離職日の翌日から翌年度末まで

**申告に必要なもの**  
雇用保険受給資格者証、認印、保険証

### 簡単で便利な口座振替をぜひご利用ください

新規に保険税にかかる口座振替の申込みをされた方に、「つるごんハンドタオル」をプレゼントしています(個数限定)。  
お早めにお申し込みください。

### 平成30年度国民健康保険税・算出方法

	課税の基礎	医療分 (0~74歳)	後期分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割額	(平成29年中の所得金額-33万円)× 右の税率	7.4%	1.5%	0.9%
均等割額	被保険者1人について	1万7000円	1万円	9000円
世帯課税限度額		54万円	19万円	16万円



つるごんハンドタオル

## 感謝状を受賞

問合先 地域活動推進課

5月22日に開催された総務省関東管区行政評価局「行政相談委員全体会議」にて、市行政相談委員の福島房子さんが行政評価局長感謝状を受賞

されました。これは、行政相談業務に顕著な功績のあった方に対して、行政評価局長から表彰があったものです。

## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

問合先 保険年金課高齢者医療担当

### 被保険者証の一斉更新を行います

現在の被保険者証の有効期限は平成30年7月31日までです。それに伴い一斉更新を行います。被保険者証は7月中旬に簡易書留郵便で送付します。受け取りの際は、印鑑が必要です。7月中旬に届かない方はお問い合わせください。

### 平成30年度分保険料の納付通知書を7月中旬に送付します

①年金から差し引く方法(特別徴収) 年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

②納付通知書などで納める方法(普通徴収) 納付通知書で金融機関にて納付してください。口座振替を利用することもできます。

### 保険料の算出方法

#### ①所得割額

(平成29年中の所得金額ー33万円)×7.86%

#### ②均等割額

年間4万1700円

①と②の合計額が1年間の保険料となります(賦課限度額は62万円です。低所得の方は、保険料軽減措置の対象となる場合があります。詳細は、市ホームページを参照ください)。

### 保険料の納付をお忘れなく

特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常の被保険者証に替えて短期被保険者証(通常の被保険者証より有効期限が短い被保険者証)を交付する場合があります。

納付が困難になった場合は、お早めに納付相談をしてください。



平成29年度版(平成30年7月まで): 紺色  
→平成30年度版(平成30年8月以降): 茶色

## 犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の力

問合先 福祉政策課

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする

全国的な運動で、本年度8回目です。7月は、その強調月間として、川越地区保護司会鶴ヶ島支部が中心となり、啓発活動を行っていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

## 国民年金保険料免除・納付猶予制度

問合先 保険年金課国民年金担当

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部が免除される「保険料免除制度」、保険料の全部が猶予される「納付猶予制度」が申請できます。

「全額免除・一部免除」は、本人、世帯主、配偶者の前年所得が審査対象となり、「納付猶予」は、本人、配偶者の前年所得が審査対象(ただし、50歳未満の方)になります。

申請期間 7月から翌年6月まで。過年度分は2年1か月前までさかのぼって申請できます。

申請書類 退職した場合は、失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。

全額免除または納付猶予を

継続で申請し、承認された方は、窓口で申請する必要はありません。なお、継続申請の方には日本年金機構から審査結果が10月頃までに郵送されます。

### 保険料の追納

免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額を加算して納めることとなります。

また、免除は保険料を追納しなかった場合でも、承認された免除の種類に応じて老齢基礎年金の受給額に計算されます。

農地を守るふるさとづくりに貢献

問合せ 農業交流センター ☎279・3335

4月26日に「高倉ふるさとづくりの会(会長 関口文雄さん 下段写真右側)」が、埼玉県多面的機能支援推進会議から優良団体として表彰を受けました。  
長年にわたり地域ぐるみで農村環境保全活動に積極的に取り組んできた功績が認められたものです。



寄附禁止 ルールを守って 明るい選挙

問合せ 選挙管理委員会

政治家(候補者および候補者になろうとする者を含む)が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず、禁止されています。  
また、政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも、禁止されています。  
寄附は現金に限らず、お中元やお歳暮、お祭りや各種イベントへの飲食物の差し入れ、慶弔時の花輪なども含まれます。  
・政治家は有権者に寄附を贈らない!  
・有権者は政治家に寄附を求めない!



・政治家から有権者への寄附は受け取らない!  
の「三ない運動」を実施し、明るい選挙を実現しましょう。

消防情報

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ☎281・3119



**ドクターヘリの臨時離発着場が増えました!**  
傷病者が早い段階で診察および高度医療が受けられる救急体制を確立するため、ドクターヘリの臨時離発着場に、**富士見中央近隣公園、鶴ヶ島南近隣公園**が新たに指定されました。  
ドクターヘリが着陸および離陸する際、消防本部で安全管理を行いますので、その指

示に従っていただきますよう  
ご理解とご協力をお願いし  
ます。  
**平成29年度情報公開などの実  
施状況をお知らせします**  
**情報公開制度**  
・情報公開請求 全部公開1  
件、一部公開1件  
・任意的公開 全部公開1件  
**個人情報保護制度**  
・個人情報開示請求 一部開  
示 1件

環境影響評価書の縦覧のお知らせ

問合せ 県環境政策課

☎048・830・3041

県農業大学校跡地で実施している環境影響評価について、埼玉県環境影響評価条例第19条に基づき、「(仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書」の縦覧を行います。

**縦覧期間** 7月13日(金)～27日(金)(平日のみ)  
**縦覧場所** 市都市計画課、県環境政策課ほか ※関係図書は県ホームページでもご覧になれます。



県HP

## 水切りでごみの減量化にご協力を

問合せ 生活環境課環境推進担当

高倉クリーンセンターで燃やすごみの約50%が水分です。「生ごみ」の水分を減らすことで、ごみの減量・CO<sub>2</sub>削減に役立ちます。

**簡単にできる水切り参考例**

- ・野菜などは、いらぬ皮をむいてから洗い、不要な部分はぬらさないようにしましょう。
- ・三角コーナーには、水気のあるものだけを入れ、余分

な水分を吸わせないようにしましょう。

- ・生ごみを出す前に、手やペットボトルの底などで押したり、振ったりして水切りを十分に行いましょう。
- ・日に干すなどして乾燥させると、より良いでしょう。
- ・一人ひとりが取り組むことで、環境への負荷を減らすことにつながります。皆さんのご協力をお願いします。

## テレビなどの処分方法

問合せ 生活環境課環境推進担当

特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、川角リサイクルプラザで処分できないため、ごみ集積所には出すことはできません。

次の①～③のいずれかの方法で処分をお願いします。

①買ったお店、または買い換えるお店へ相談し処分する

②自分で指定引取場所へ運搬する

し、搬入受付日時を確認し搬入します。

③業者に引き取ってもらう

②と同様に「家電リサイクル券」を使用し、「リサイクル料金」を振り込みます。

特定家庭用機器取扱いの業者(※)へ依頼します。

※平成30年度ごみと資源の分け方・出し方7ページをご覧ください。



詳細は市HPから

## 浄化槽を正しく使って水環境を守りましょう

提出・問合せ 生活環境課環境保全担当

浄化槽は、正しい使い方と適正な管理を行わないと、河川の水質悪化や悪臭の発生原因となります。浄化槽の使用上の規則、保守点検および清掃は、浄化槽法に定められています。

**適正な管理**

**保守点検を受けましょう**

浄化槽の規模や処理方式により法律で定められた回数を実施しなければなりません。点検は、専門業者(埼玉県登録業者)に依頼してください。

**清掃を行いましょう**

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜き、機器の洗浄は、年に1回以上実施しなければなりません。市が許可した業者に依頼してください。

**法定検査を受けましょう**

- ・設置後の水質関係検査(7条検査)

設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。

- ・定期水質検査(11条検査)

浄化槽の維持管理が適正に行われ、機能が發揮されているか確認する検査です。

保守点検および清掃とは別に、必ず毎年1回受けなければなりません。

ばなりません。

**検査の申込先と検査機関**

埼玉県環境検査研究協会(☎048・649・5151)

**浄化槽に関する各種届出**

浄化槽の使用を開始したときや使用を廃止したときなどは、届出書などを提出してください(様式は市ホームページからダウンロードできます)。

**浄化槽への転換に補助金**

現在、自ら居住している住宅に設置してある単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽(5人～10人槽)に転換する場合、設置経費の一部を補助します。

補助金額(平成30年度上限額)	
5人槽	58万7000円
7人槽	64万1000円
10人槽	73万1000円

**申請期限** 12月28日(金) ※予算がなくなり次第終了

**手続き** 補助金の交付にあたっては、転換する浄化槽が環境配慮型であることや、対象地域などの制限があります。補助を受けようとする場合は、着工前に交付申請書の提出が必要ですので、必ず着工前にお問い合わせください。

## ふるさと納税などの寄附金の活用報告

問合せ先 産業振興課商工労政担当



ふるさと納税フェアにおける吹奏楽部の演奏

平成29年度に、市内外の皆さんから、多くの寄附をいただきました。また、「寄附によるまちづくり基金」からの繰入金2億8000万円を充当し、様々な事業に活用させていただきます。

**平成30年度寄附金の活用予定（主なもの）**

民間保育所・認定こども園の運営支援、小学校の校外活動への支援、中学校の部活動への支援、小中学校における地域英語教材の充実、小中学校の円滑な学級運営の支援、地域支え合い協議会の活動支援、健康遊具の整備と健康運動の充実、公園遊具の整備・修繕および公園・緑地などの適切な維持管理、図書館指定管理者による講座などの充実、空き店舗などを活用した創業支援、企業の市内への転入促進

### 平成29年度の寄附受入の状況

寄附金活用の指定メニュー	件数	寄附額
未来を担う子どもたちを応援する事業	3024	9234万1000円
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	674	2937万6389円
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	747	1985万7000円
文化・芸術活動を振興するための事業	337	1136万2000円
活気に満ちたまちづくりのための事業	818	2255万2100円
指定なし	1373	4148万円
合 計	6973	2億1696万8489円
ふるさと納税分	6968	2億434万3532円

### 平成29年度の寄附の活用実績

事業名	事業費	充当額	内容
未来を担う子どもたちを応援する事業	6億8706万円	1億2800万円	民間保育所などの運営支援、中学校の部活動の支援などに活用
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	6566万8000円	2500万円	高齢化に対応した近隣公園トイレの改修、地域支え合い協議会の活動支援などに活用
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	1億6695万2000円	3100万円	防犯灯のLED化、公園・緑地の適切な維持管理などに活用
文化・芸術活動を振興するための事業	1億8728万9000円	1300万円	脚折雨乞行事をモチーフとした巨大大切り絵の制作、小中学校の図書館図書の実用などに活用
活気に満ちたまちづくりのための事業	1億4445万3000円	2700万円	動画を活用した市の魅力発信、産業まつり・桜まつりの開催支援などに活用
市長が用途を指定する事業	2億2228万円	5600万円	こども医療費助成事業などに活用
合 計	14億7370万2000円	2億8000万円	